

平成24年度第3回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 平成24年11月27日（火） 午前10時10分～午前10時30分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

（1）豊山町選挙管理委員会委員

委員長 鈴木恒男

委員 水野春巳 坪井清夫

（2）事務局

書記長 近藤鎮彦

書記 鈴木雅之 牛田彰和 牧野礼男 佐々聖尚

4 議題

第46回衆議院議員総選挙・第22回最高裁判所裁判官国民審査について

5 会議資料

議案第3号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること

議案第4号 選挙人名簿の縦覧の場所を定めること

議案第5号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第6号 開票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第7号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第8号 期日前投票所を定めること

議案第9号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるため
に行うくじの日時、場所を定めること

議案第10号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること

議案第11号 最高裁判所裁判官国民審査における裁判官の氏名等を掲
示する場所を定めること

議案第12号 投票所を定めること

議案第13号 開票の場所及び日時を定めること

議案第14号 開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること

6 議事内容

書 記： おはようございます。お一人の委員さんがまだ到着しておりませんが、3名以上の委員の出席により、要件を満たしておりますので、ただ今から平成24年度第3回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます。

まず初めに委員長からごあいさつを申し上げます。

委員長： おはようございます。お一人の委員さんがまだお見えではありませんが、委員会を始めさせていただきます。

急遽、衆議院議員総選挙が決まりまして、本日の委員会の議題は、12月16日執行の衆議院議員総選挙についての議題でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

書 記： ありがとうございます。議事の取り回しを委員長にお願いいたします。

委員長： 本日の議案は第3号から第14号までありまして、12件です。全て衆議院議員総選挙の関連であります。事務局に一括して説明を求めます。

事務局： それでは、議案第3号から順にご説明いたします。

議案第3号。ポスター掲示場を設置する場所を定めること。平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を定める必要がありますので、別紙のように定めてよろしいでしょうか。

なお、区画数は10区画とする旨、県から通知がきております。一覧表と場所については、添付してあります資料のとおりであります。

議案第4号。選挙人名簿の縦覧の場所を定めること。公職選挙法第23条の規定に基づき平成24年12月3日に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、縦覧する場所を定めるものです。縦覧日は1日間です。

なお、同法第30条の7の規定に基づき、在外選挙人名簿の縦覧についても同じ内容となります。

議案第5号。投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第37条及び公職選挙法施行令第24条の規定により、投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させていただいてよろしいでしょうか。

議案第6号。開票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第61条及び公職選挙法施行令第67条の規定により、開票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させていただいてよろしいでしょうか。

議案第7号。期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第48条の2第2項及び公職選挙法施行令第49条の7の規定により、期日前投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のと

おり選任させていただいてよろしいでしょうか。

議案第 8 号。期日前投票所を定めること。公職選挙法第 48 条の 2 第 3 項の規定により、期日前投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

なお、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所も同じ場所になります。

議案第 9 号。投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること。公職選挙法第 175 条第 3 項の規定により、小選挙区選出候補者の氏名等の掲示順序を定める必要がありますので、記載のとおり実施してよろしいでしょうか。また、当日はくじ引きを行うため、委員長におかれましては、役場 2 階の会議室 1 にお越しいただきますようお願いしたいと思います。

議案第 10 号。不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること。公職選挙法施行令第 53 条の規定に基づき、不在者投票の告示前の発送の日を記載のとおり定めるものであります。予定日としては、11 月 28 日となっております。

議案第 11 号。最高裁判所裁判官国民審査における裁判官の氏名等を掲示する場所を定めること。最高裁判所裁判官国民審査法第 52 条に基づき、最高裁判所裁判官国民審査における裁判官の氏名等を掲示する場所を記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第 12 号。投票所を定めること。公職選挙法第 39 条の規定により、投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第 13 号。開票の場所及び日時を定めること。公職選挙法第 63 条及び第 64 条の規定により、開票所の場所及び日時を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第 14 号。開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること。公職選挙法第 62 条の規定により、開票立会人を定める必要がありますので、記載のとおりくじの場所、時間を定めてよろしいでしょうか。ただし、10 人以内であれば実施いたしません。議案の説明については、以上です。

委員長： 事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委員： 今回の選挙において、特に変更された点がありますか。

事務局： 掲示場所については、特に変更はありません。

(議案第 7 号の投票管理者日程変更について)

それでは、議案第 7 号につきましては、13 日に委員長、14 日に坪井委員に入っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長： 議案第 7 号について、12 月 13 日に私が入り、14 日に坪井委員が入る変

更をしまして、議案第3号から第14号までに関し、承認をいただけますでしょうか。

委員：（全員挙手）

委員長： 全員賛成と認めます。以上で、本日の議案は終わりました。その他で、なにかありましたら、お願いします。

事務局： 議案第7号の投票管理者日程変更の確認についてですが、12月13日に委員長、14日に坪井委員に入っていただきますのでよろしくお願いいたします。

12月4日の火曜日午後6時には、候補者氏名の掲載順序を決めるくじ引きを行いますので、委員長におかれましては、午後6時までに2階会議室1にお越し下さいますようお願いいたします。

12月14日の金曜日に行います投票所の点検につきましては、当日午後3時30分頃、役場2階の会議室に集合していただき、各投票所へ確認に参ります。選挙啓発につきましては、12月12日水曜日、13日木曜日の2日間、午後3時頃から明るい選挙推進協議会の委員の方に3名ずつ啓発活動を行っていただきます。

最後に、次回の第4回選挙管理委員会につきましては、12月2日の日曜日に定時登録についてご審議いただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、12月2日開催の選挙管理委員会を第3回として通知させていただきましたが、第4回と変更となりますのでよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

委員長： 以上で本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、平成24年度第3回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員2人が署名する。

平成24年11月27日

委員長	鈴木恒男
委員	水野春巳
委員	坪井清夫